

2024年1月16日

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会事務局

デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた取組状況に関する ヒアリングシート

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」（以下「本検討会」）¹開催要綱（別添）4（7）に基づき、貴社に対し、以下の項目に関する意見聴取を実施しますので、回答期限までに御回答いただきますよう、御協力のほどよろしく御願いたします。

【このヒアリングの趣旨・目的】

生成AI等による巧妙な偽・誤情報の生成・流通や、いわゆるアテンション・エコノミーを構造的要因とするその他の問題をはじめ、デジタル空間における情報流通をめぐる新たな課題が発生している状況に対し、本検討会第5回会合において、これまで「プラットフォームサービスに関する研究会」²で行われてきたプラットフォーム事業者による偽情報等への対応状況のモニタリングについて、本検討会においても同様の取組を実施することとされたところで（※1）。

そこで、貴社（※2）による偽・誤情報への対応状況について、その透明性・アカウントビリティを確保することにより、一般利用者の権利保護を図るとともに、行政からの一定の関与の在り方を含め、本検討会における今後の対応方針とデジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた具体的な方策を検討するため（※3）、以下のとおり質問させていただきます。

※1 本検討会第5回会合速記録（抜粋）及び資料5-2-3（いずれも別添）参照。

※2 貴社はプラットフォーム事業者又は生成AI関連事業者であり、かつ、その運営するサービスについて、収益構造、公開情報から推測される利用者数等を考慮し、情報流通の健全性確保の観点で影響が大きいと考えられることから、意見聴取の対象とさせていただきます。

※3 本検討会の具体的な検討事項については、開催要綱（別添）3を御参照願います。

【御回答に当たっての留意事項】

- （1）このヒアリングは任意の御願いととなります。可能な限り御回答を頂けますと幸いです。御回答が難しい質問については、その旨及び御回答が難しい理由をできるだけ具体的に御教示頂けますと幸いです。
- （2）御回答結果は本検討会における配付資料とさせていただきます。本検討会開催要綱5（2）のとおり、本検討会における配付資料は、原則として総務省のウェブサイトに掲載され、公開されます。御回答結果のうち、非公開を希望される箇所がある場合は、その箇所及び非公開を希望される理由を明示下さい。
- （3）御回答結果のうち、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた日本国内におけるプラクティスとして広く世間に共有する価値があると考えられるものについては、本検討会第5回会合で議論されたとおり（別添）、後日、本検討会において「偽・誤情報対策に係る取組事例集（仮称）」としてとりまとめ、公開させて頂く予定です。

【御回答期限・提出先】

期 限：2024年2月9日（金）午後5時（日本時間）

提出先：検討会事務局（総務省情報流通適正化推進室：joteki-kikaku@soumu.go.jp）

¹ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_space/index.html 御参照

² https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/platform_service/index.html 御参照

1 前提：対象サービスの範囲について

【想定対象サービス】

SNS	
検索	
動画共有	ニコニコ動画、ニコニコ生放送

ニュースポータル・ キュレーション	
ブログ・掲示板	

Q1-1 上記【想定対象サービス】欄に挙げられたもの以外に、貴社又は貴社の関係会社が事業上運営しているサービスであって、以下の①～③のいずれにも当てはまるもの（上記【想定対象サービス】欄に記載の類型以外を含む）があれば、御教示下さい。

- ① インターネットを通じ、日本国内の不特定の者によって受信されることを目的としてコンテンツ（文字、画像、映像、音声など）を媒介・送信するものであること。
- ② 上記①のコンテンツに自社以外の第三者が作成・投稿したものが含まれること。
- ③ 広告収入を主たる運営基盤としていること（※）。

※ 広告収入以外の収入（購読料、寄付金など）を主たる運営基盤とするサービスは、いわゆるアテンション・エコノミーの影響を受けにくいと考えられるため、対象外とします。

当社サービスの収益基盤は「プレミアム会員費（サブスクリプション方式）」が主たるもので広告収入は補助的な立ち位置になっています。

厳密には指定サービスも同様ですが、それを踏まえて以下に回答を進めさせていただきます。

- ◆ 以下の質問に対しては、上記1の【想定対象サービス】欄に挙げられたサービス（日本国内向けのものに限ります）及びQ1-1で御回答頂いたサービス（以下、併せて「対象サービス」）について御回答下さい。
- ◆ 各質問に対しては、原則としてそれぞれの対象サービスごとに分けて御回答下さい。ただし、対象サービスの全部又は一部に共通の御回答内容となる場合は、その旨を付記して御回答下さい。
- ◆ 各質問にある取組を現時点で実施していない場合でも、実施する予定があるときは、可能な限り当該予定の内容についても御回答内容に含めて頂けますと幸いです。

2 対象サービスの規模について

Q2-1 対象サービスのうち、コンテンツの投稿に当たって利用者登録が必要なものについては、日本国内における（※1）最近の月間アクティブユーザー数（※2）として把握している数字を、いつの時点の数字かと併せて御教示下さい。

※1 後記Q2-4参照。

※2 1か月間に対象サービスに1度でもアクセスした利用者の数。

【※回答非公開】

Q2-2 対象サービスのうち、コンテンツの投稿に当たって利用者登録が不要なものについては、日本国内における（※）最近の月間合計投稿数として把握している数字を、いつの時点の数字かと併せて御教示下さい。

※ 後記Q2-4参照。

動画・生放送共に登録が必要なため無回答

Q2-3 Q2-1及び2-2いずれの数字も把握していない対象サービスについては、日本国内にお

ける(※)事業規模を示す数字として把握しているその他の数字(登録ユーザー数など。推計値でもかまいません。)を御教示下さい。

※ 後記Q2-4参照。

Q2-1、2-2に回答しているため無回答

Q2-4 Q2-1～2-3で御回答頂いた数字について、「日本国内における」数字であると整理された理由・基準を御教示下さい。

例：利用者登録時に入力された住所、投稿言語、投稿時の位置情報など

【※回答非公開】

3 偽・誤情報の流通・拡散への対応方針について

Q3-1 対象サービス上での日本国内における(※1)偽・誤情報(※2)の流通・拡散への対応について、次の3点を御教示下さい(※3)。

※1 文字や音声については少なくとも日本語を含むもの、画像や映像については日本に関連する人・物・場所等の画像・映像を含むものを想定しております。それ以外の基準により「日本国内における」実態を把握している場合は、当該基準を明示いただいた上でお答えください。以下、「日本国内における」「日本国内において」「日本に関する」とある箇所につき同様。

※2 ここではひとまず大まかに、「内容や発信主体等に関して虚偽や誤解を招く事項を含む情報」とお考え下さい。

※3 既に公開している規約、ポリシー、ガイドライン等(以下「規約等」)の中で説明している場合は、当該規約等のタイトル及びURLを付記して、該当箇所を抜粋下さい。

(1) 何らかの対応が必要と考える「偽・誤情報」の範囲(定義)・類型

例：災害関係、健康・医療関係、選挙・政治関係、国際紛争関係、青少年関係、自殺誘発関係、犯罪(詐欺など)誘発関係、ディープフェイクなど

健康・医療関係(新型コロナウイルス等、国内情勢に甚大な影響を与えている状況のもの)

(2) 上記(1)の類型ごとに想定される典型事例

以下のような情報など、国内情勢に混乱を生じさせうる情報の拡散

- ・科学的根拠が不明な治療薬に関する情報
- ・科学的根拠が不明なワクチン接種による健康被害に関する情報
- ・科学的根拠が不明な感染拡大の原因に関する情報

(3) 上記(1)の類型ごとの具体的な対応方法

例：削除、アカウント停止、表示順位の降格、収益不能化、アクセス不能化、警告表示・ラベリング、ファクトチェック結果の表示、投稿時の注記の義務付けなど

・当社の対応に関する下記お知らせを掲出し、以下の内容を案内

<https://blog.nicovideo.jp/niconews/158928.html>

- ・新型コロナウイルス関連の情報の中には、真偽不明なものや不正確なものもある
- ・新型コロナウイルス関連の最新情報は政府関連機関の各サイトを参照ください
- ・政府関連機関が発信する情報が広く伝わるよう、以下の対応を行う

【動画】(対応期間：2021年10月1日～2022年12月31日)

以下に該当する場合に本お知らせへのリンクを表示し誘導

- ・新型コロナウイルス感染症に関するタグが登録された動画の視聴ページ
- ・新型コロナウイルス感染症に関するタグの検索結果

【生放送】(対応期間：2021年10月1日～2021年10月31日)

PC生放送視聴ページにおける重要なお知らせのピックアップ欄に本お知らせへのリンクを表示し誘導

・ユーザー周知のため、上記対応についてはユーザー向け発信用Xアカウントでも案内
https://x.com/nico_nico_talk/status/1443866041411534857?s=20

Q3-2 Q3-1で御回答頂いた対応方針の背景となる基本的な考え方（重視している価値や哲学）があれば、御教示下さい。

上述のお知らせ内に記載している通り、以下の考え方が背景となります。

- ・ニコニコは、自由にコンテンツを発表し、そのコンテンツを見た人が思い思いのコメントを付けることができるサービスである
- ・表現する人の人種、性別、年齢、所属する組織、過去の経歴などは一切問わず、誰もが平等に自分の思いや作品を発表できる場所である
- ・ユーザーのみなさまによる表現の内容に対して、ニコニコによる規制は最小限にとどめつつ、明確な法律違反や司法機関等からの要請があった場合には速やかに対応を行うことを徹底したい
- ・そうすることによって多くの素晴らしい作品が誕生し、特定のテーマに対する議論が深まり、ネットならではの文化が一層発展して欲しい

Q3-3 Q3-1で御回答頂いた対応方針について、定期的な見直しや外部有識者・第三者機関等によるレビューを行っている場合は、（1）当該見直し・レビューの頻度・タイミング、及び（2）レビューの実施主体を御教示下さい。

現時点で、定期的な見直しや外部有識者・第三者機関等によるレビューは行っておりません。

4 偽・誤情報の発信者（投稿者）の表現の自由等への配慮について

Q4-1 Q3-1で御回答頂いた対応方針の対象となる偽・誤情報（日本国内において流通するものに限り、以下「対象偽・誤情報」）の流通・拡散に対し、Q3-1（3）で御回答頂いた対応（以下「モデレーション等」）を実施した場合、実施の事実や理由を当該対象偽・誤情報の発信者（投稿者）に通知し、又は発信者（投稿者）の知り得る状態に置いている場合、その方法（※1）、言語及び内容（※2）を御教示下さい。

※1 例えば、書面、電子メール、対象サービス上での表示など。

※2 例えば、モデレーション等を実施した事実及び理由のほか、後記5の第三者通報によるものか、第三者通報を待たず自社で検知・対応したものかといった実施の端緒や、Q4-3の苦情・不服申立て受付窓口に関する情報など。

Q3-1（3）で記載した対応については、「注意喚起」に留まり、コンテンツの削除や表示順位の降格等のモデレーションではありませんが、該当施策における通知等について回答いたします。

【動画】の対応について、該当表示の対象となったコンテンツの発信者に対する通知は行っていませんでした。

しかし、お知らせ内で、該当表示の対象となる条件を記載しているため、発信者が該当表示の対象となったことは知り得る状態にはなっておりました。

また、【生放送】の対応についても同様に該当表示の対象となったコンテンツの発信者に対する通知は行っていませんでしたが、こちらはコンテンツの内容を問わず行っていた表示となり、生放送サービスにおける全ての発信者が対象となっておりました。

Q4-2 対象偽・誤情報の流通・拡散に対して実施したモデレーション等について、当該対象偽・誤情報の発信者（投稿者）からの苦情や不服申立てを受け付ける窓口を設置している場合、当該窓口に関し、次の3点を御教示下さい。

(1) 苦情・不服申立ての受付方法 (※)

※ 例えば、オンラインフォーム、書面、電子メール、電話など。なお、予め定められている申請フォーマットがある場合は、当該フォーマットを添付（又はURLを付記）下さい。

(2) 日本語による苦情・不服申立てを受け付けているか否か

(3) 窓口情報を日本語で公開している場合はその方法 (※)

※ オンライン上で公開している場合はURLを付記下さい。

特定の窓口は設置しておらず、以下のようなサポート問い合わせ窓口にご意見が寄せられた場合に対応を検討しております。

https://qa.nicovideo.jp/faq/show/76?site_domain=default

Q4-3 Q4-2で窓口を設置しているか否かにかかわらず、対象偽・誤情報の流通・拡散に対して実施したモデレーション等について、当該対象偽・誤情報の発信者（投稿者）から日本語で苦情や不服申立てを受けた場合における対応（以下「日本語苦情等対応」）（※1）に関し、次の8点を御教示下さい（※2）。

※1 苦情・不服申立て内容の合理性や問題となったモデレーション等の適否を調査・判断し、場合によってはモデレーション等を撤回するなどの対応を指します。

※2 問題となったモデレーション等が後記5の第三者通報によるものか、第三者通報を待たず自社で検知・対応したものかといった実施の端緒によって御回答内容が異なる場合は、当該実施の端緒別に御教示下さい。

(1) 日本語苦情等対応が可能な人員として常用している人数

(2) 日本語苦情等対応にAIその他の機械的手段を利用している場合は、当該手段の概要及び利用手順（どのようなケースで用いるのかなど）

(3) 日本語苦情等対応にファクトチェック機関やマスメディア（新聞・放送）を関与させている場合は、当該機関等の名称及び関与手順（どのようなケースで関与させており、その意見等を日本語苦情等対応へどのように反映させているのかなど）

(4) 上記（3）以外の外部有識者・団体を日本語苦情等対応に関与させている場合は、当該外部有識者・団体の名称及び関与手順（どのようなケースで関与させており、その意見等を日本語苦情等対応へどのように反映させているのかなど）

(5) 日本語苦情等対応の開始から完了までの目標期間を定めている場合は、当該目標期間（「開始」及び「完了」の定義を含む）

(6) 日本語苦情等対応の結果を発信者（投稿者）に通知し、又は発信者（投稿者）の知り得る状態に置いている場合は、その方法、言語及び内容

(7) 日本語苦情等対応の結果に対する再審査制度を設けている場合は、その概要（日本語による再審査要求を受け付けているか否か、及び外部有識者や第三者機関を関与させている場合はその詳細を含む）

(8) 特定の発信者（投稿者）（※）からの日本語による苦情・不服申立てを優先的に取り扱うこととしている場合は、当該発信者（投稿者）の類型及び具体的な優先的取扱いの内容

※ 例えば、国会、裁判所、行政機関、地方公共団体、その他公的機関（独立行政法人等）、国際機関、専門機関、ファクトチェック機関など

Q3-2で回答した考え方を踏まえ、当社では「掲載された情報の真偽」を判断することが困難なため、Q3-1（3）で回答した「政府関連サイトへの誘導」以外の「該当情報の掲載自体に関わるモデレーション等」を実施した履歴がありません。

これにより、実際に日本語苦情等対応が発生したことがないため、対応フローの検討自体がなされておらず、大変恐縮ながら、現時点では上記（1）～（8）のご質問には回答できない状態です。

Q4-4 Q4-3で御回答頂いた内容を公開している場合は、その方法（※）を御教示下さい。

※ オンライン上で公開している場合はURLを付記下さい。

Q4-3と同様

5 偽・誤情報の流通・拡散に対するモデレーション等の手続・体制について

Q5-1 対象偽・誤情報の流通・拡散について、それにより権利を侵害されている者及び発信者（投稿者）以外の第三者からの通報（以下「第三者通報」）を受け付ける窓口を設置している場合、当該窓口に関し、次の4点を御教示下さい。

（1）受け付けている通報手段（※）

※ 例えば、オンラインフォーム、書面、電子メール、電話など。なお、予め定められている申請フォーマットがある場合は、当該フォーマットを添付（又はURLを付記）下さい。

・ 偽・誤情報の流通・拡散によるものに限定した窓口は設定しておりません。以下、権利を侵害されている者からの通報、第三者からの通報の汎用的な窓口についてお答えいたします。

・ 権利を侵害されている者からの通報

1. オンラインフォーム

申請フォーマット：次の2ページに添付する画像の通り

【動画】

権利の内容(※)：
 著作権
 レコード製作者の権利
 放送事業者の権利
 実演家の権利
 著作人格権
 実演家人格権
 パブリシティ権
 肖像権
 プライバシー権
 その他の法令または判例で認められた権利

※その他の法令又は判例で認められた権利の内容を具体的に入力してください

権利侵害の行われている時間帯(※)：

※映像内で権利侵害行為を確認できる時間帯をご連絡ください（例1:30～2:00）

オリジナル作品のURL：

※転載元動画のURLやホームページ等権利を有していることが確認できるURLがございましたらご記入ください。

権利の対象物(オリジナル作品の名称)(※)：

※権利を侵害された作品名や楽曲名などを記載してください

侵害の状況等：
2000文字まで

※侵害箇所やどのように侵害が行われているかなど、運営会社が権利侵害の事実を確認するために必要と思われる情報をできるだけ具体的に詳細に記載してください。また、申請者が権利を保有していることが確認できる情報があれば記載してください。

【権利者に関する情報】

権利者のご連絡先を入力してください。

登録ID：
メールアドレス：
 ←申請者のID、メールアドレスが自動で入力される

法人 / 個人

名称(※)：

所属部署(※)：
担当者名

所在地(※)：

電話番号(※)：

氏名(※)：

表示名：

※ 個人からの申請で動画が削除された場合は権利者名が「個人」と表示されますが、法人格のない形態で活動されていて、権利侵害を受けた方の名称を利用者へ周知したい場合は、表示を希望される個人・団体・サークル名等を入力下さい

2. 書面

申請フォーマット：当社で指定しているものではありませんが、プロバイダ責任制限法 関連情報 Web サイト (<https://www.isplaw.jp/>) で案内されている書式をご利用いただくことが専らです。

・ 第三者通報

1. オンラインフォーム

申請フォーマット：

【動画】

- ・ 以下より違反項目を選択
 - ・ 性的な内容が含まれている
 - ・ 暴力的な内容が含まれている
 - ・ グロテスクな内容が含まれている
 - ・ 不快な表現が含まれている
 - ・ 差別的な表現が含まれている
 - ・ 残虐な内容が含まれている
 - ・ 法令に違反する内容が含まれている（権利侵害以外）
 - ・ その他
- ・ 以下より違反種別を選択
 - ・ 映像
 - ・ 音声
 - ・ 映像＋音声
- ・ 詳細（自由入力）

【生放送】

- ・ 以下より違反項目を選択
 - ・ 性的な内容が含まれている
 - ・ 暴力的な内容が含まれている
 - ・ 残虐な内容が含まれている
 - ・ グロテスクな内容が含まれている
 - ・ 法令に違反する内容が含まれている
 - ・ 他ユーザーの生放送を妨害する行為
 - ・ カテゴリ違反
 - ・ 番組視聴者による違反行為
- ・ 以下より違反種別を選択
 - ・ 映像
 - ・ 音声
 - ・ 映像＋音声
- ・ 詳細（自由入力）

(2) 通報できる主体に限定を設けている場合は、当該主体

例：利用者登録済みユーザー、ログイン済みユーザー、国会、裁判所、行政機関、地方公共団体、国際機関、専門機関、ファクトチェック機関など

権利侵害による削除申請は権利侵害の被害を受けた本人（または法的な代理人）のみ可能としていますが、その他通報できる主体に限定は設けていません。

(3) 日本語による通報を受け付けているか否か

受け付けています。

(4) 窓口情報を日本語で公開している場合はその方法 (※)

※ オンライン上で公開している場合はURLを付記下さい。

・ オンラインフォームによる通報方法は下記ヘルプページに記載

【動画】 https://qa.nicovideo.jp/faq/show/773?site_domain=default

【生放送】 https://qa.nicovideo.jp/faq/show/775?site_domain=default

・ 書面による通報方法は公開しておらず、問い合わせがあった場合に回答

Q5-2 Q5-1の窓口を設置している場合、日本語による第三者通報を受け付けた後の対応（以下「日本語通報対応」）(※1)に関し、次の8点を御教示下さい(※2)。

※1 通報内容の合理性や問題となったコンテンツの対象偽・誤情報該当性を調査・判断し、場合によってはモデレーション等を実施するなどの対応を指します。

※2 通報主体や対象偽・誤情報の類型(Q3-1(1)参照)毎に異なる場合は、当該主体別又は類型別に御教示下さい。

Q4-3で回答したように、当社では「掲載された情報の真偽」を主体的に判断するのは困難なため、「偽・誤情報である」といった通報があったことを契機にコンテンツの削除や表示順位の降格等のモデレーションは行っておりません。

しかしながら、偽・誤情報の流通・拡散により権利を侵害されている者からの削除申請があった場合には、プロバイダ責任制限法に基づき削除等の対応を検討しております。

ここでは、その対応窓口の体制について回答いたします。

(1) 日本語通報対応が可能な人員として常用している人数

4~6人

(2) 日本語通報対応にAIその他の機械的手段を利用している場合は、当該手段の概要及び利用手順(どのようなケースで用いるのかなど)

利用しておりません。

(3) 日本語通報対応にファクトチェック機関やマスメディア(新聞・放送)を関与させている場合は、当該機関等の名称及び関与手順(どのようなケースで関与させており、その意見等を日本語通報対応へどのように反映させているのかなど)

関与させておりません。

(4) 上記(3)以外の外部有識者・団体を日本語通報対応に関与させている場合は、当該外部有識者・団体の名称及び関与手順(どのようなケースで関与させており、その意見等を日本語通報対応へどのように反映させているのかなど)

関与させておりません。

(5) 日本語通報対応の開始から完了までの目標期間を定めている場合は、当該目標期間(「開始」及び「完了」の定義を含む)

対応判断には、申請者に行う「権利保有状況に関する情報提示依頼」への返答が必要となることから、対応完了までの目標期間は定めておりません。

しかしながら、申請者からスムーズに情報提供がなされ、権利侵害の発生有無が明らかに判断できる一般的なケースでは、概ね1週間程度で対応が完了しております。

※「開始」の定義

通報フォームからの申請を受領した時

※「完了」の定義

- ・対象情報の削除を行い、申請者に削除を行ったと通知を行う時
- あるいは、
- ・申請者から提示された情報より、権利侵害が発生していると判断できず、削除不可との通知を行う時

※「権利保有状況に関する情報提示依頼」への返答がない場合は、「完了」しない

- (6) 日本語通報対応の結果を通報者に通知し、又は通報者の知り得る状態に置いている場合は、当該通報の方法、言語及び内容

方法：メール

言語：日本語

内容：削除有無の事実

- (7) 日本語通報対応の有無・内容に関し、通報者からの不服申立てや問合せがあったときの専用窓口や処理手順を定めている場合は、その概要（日本語による不服申立て・問合せを受け付けているか否か、及び外部有識者や第三者機関を関与させている場合はその詳細を含む）

専用窓口や処理手順は定めておりません。

申請者が権利侵害対応の担当窓口の判断に不服がある場合は、引き続き同一の窓口で新たな情報提供を受け付け、権利侵害の発生有無を判断しております。

- (8) 特定の通報主体（※）からの日本語による通報を優先的に取り扱うこととしている場合は、当該通報主体の類型及び具体的な優先的取扱いの内容

※ 例えば、国会、裁判所、行政機関、地方公共団体、国際機関、専門機関、ファクトチェック機関など

権利侵害対応において、特定の通報主体からの通報を優先的に取り扱うことはしていません。

Q5-3 対象偽・誤情報の流通・拡散について、第三者通報を待たず自社で検知・対応（以下「検知・対応」）（※1）することがある場合、次の5点を御教示下さい（※2）。

※1 検知内容の合理性やモデレーション等の必要性を調査・判断し、場合によってはモデレーション等を実施するなどの対応を含みます。

※2 対象偽・誤情報の類型（Q3-1（1）参照）ごとに異なる場合は当該類型別に御教示下さい。

- (1) 検知・対応に向けた調査を実施する頻度・ケース
- (2) 検知・対応にAIその他の機械的手段を利用している場合は、当該手段の概要及び利用手順（どのようなケース・頻度で用いるのかなど）
- (3) 検知・対応にファクトチェック機関やマスメディア（新聞・放送）を関与させている場合は、当該機関等の名称及び関与手順（どのようなケースで関与させており、その意見等を検知・対応へどのように反映させているのかなど）
- (4) 上記（3）以外の外部有識者・団体を検知・対応に関与させている場合は、当該外部有識者・団体の名称及び関与手順（どのようなケースで関与させており、その意見等を検知・対応へどのように反映させているのかなど）
- (5) 検知してからモデレーション等を実施するまで（モデレーション等を実施しない場合は実施しない旨決定するまで）の目標期間を定めている場合は、当該目標期間

Q4-3などで回答したように、当社では「掲載された情報の真偽」を主体的に判断するのは困難なため、コンテンツの削除や表示順位の降格等のモデレーションは行っておりません。そのため、基本的に検知・対応を行うことはありません。

Q5-4 Q5-2及び5-3で御回答頂いた内容を公開している場合は、その方法(※)を御教示下さい。

※ オンライン上で公開している場合はURLを付記下さい。

Q3-3で回答したお知らせ内で「ニコニコによる規制は最小限にとどめつつ、明確な法律違反や司法機関等からの要請があった場合には速やかに対応を行う」という姿勢は公開しておりますが、その他の情報については公開していません。

6 偽・誤情報の流通・拡散への対応状況について

Q6-1 2022年中及び2023年中それぞれに関する(※1)次の20点)として把握している数字があれば、御教示下さい(※2)。

※1 別の期間の数字のみ回答可能な場合は、期間を明示した上で当該数字を御教示下さい。

※2 可能であれば、対象偽・誤情報の類型別(Q3-1(1)参照)、モデレーション等の方法別(同(3)参照)の数字も併せて御教示下さい。また、可能であれば、(9)~(12)については通報主体別(Q5-1(2)参照)、(18)・(19)については発信者(投稿者)の類型別の数字も併せて御教示下さい。

Q4-3などで回答したように、当社では「掲載された情報の真偽」は判断しない立場を取っており、コンテンツの削除や表示順位の降格等のモデレーションは行っておりませんが、Q6-1(1)~(4)では、Q3-1(3)に記載した「注意喚起」の対応について回答いたします。

(1) 対象偽・誤情報(※)についてモデレーション等を実施した件数

※ Q4-1のとおり、対象偽・誤情報は「日本国内において流通するもの」に限りますが、対象偽・誤情報に関する数字を把握していない場合で、何らかの推計値や、対象偽・誤情報に関する数字を含むものと思われる別の数字を把握しているときは、どのような数字であるか明示頂いた上で当該数字を御回答下さい。以下同じ。

Q3-1(3)で記載した表示条件にあてはまるコンテンツに対し表示を行った。

(2) 上記(1)のうち、AIその他の機械的手段のみによって検知・対応した件数

(1)と同数

(3) 上記(1)のうち、AIその他の機械的手段と人間の手を組み合わせてモデレーション等を実施した(第三者通報への対応過程でAIその他の機械的手段を利用した場合を含む)件数

0件

(4) 上記(2)(3)のうち、AIその他の機械的手段による判断結果に誤りがあることが事後的に判明した(上記(3)において人間の手によって補正された場合を含む)件数

0件

※注意喚起の表示条件を「掲載された情報の真偽」ではなく「特定のタグがつけられている」あるいは「全てのコンテンツ」としていたため、判断の誤りが存在しない

(5) 上記(1)のうち、ファクトチェック機関の意見等を反映してモデレーション等を実施した件数

(6) 上記(1)のうち、マスメディアの意見等を反映してモデレーション等を実施した件数

(7) 上記(1)のうち、上記(5)(6)以外の外部有識者・団体の意見等を反映してモデレーシ

ョン等を実施した件数

- (8) 上記(5)～(7)のうち、ファクトチェック機関、マスメディアその他の外部有識者・団体の意見等に誤りがあることが事後的に判明した件数

Q4-3などで回答したように、当社では「掲載された情報の真偽」を判断するのは困難なため、コンテンツの削除や表示順位の降格等のモデレーションは行っておりません。そのため、現時点では上記(5)～(8)については対応は行っておりません。

- (9) 対象偽・誤情報に関する日本語による(※)第三者通報の総数

※ 日本語による第三者通報の件数を把握していない場合で、言語以外の基準により日本国内における同様の数字として把握している数字があるときは、当該基準を明示頂いた上で当該数字を御回答下さい(推計でもかまいません)。また、そのような数字も把握していない場合で、日本国内における数字を含むものと思われる別の数字を把握しているときは、どの範囲の数字であるか明示頂いた上で当該数字を御回答下さい。以下同じ。

【※回答非公開】

- (10) 上記(9)の第三者通報を契機として対象偽・誤情報についてモデレーション等を実施した件数
- (11) 上記(9)の第三者通報を受け付けてからモデレーション等を実施するまで(モデレーション等を実施しない場合は実施しない旨決定するまで)に要した期間の平均値
- (12) 上記(9)のうち、モデレーション等の有無・内容に関し、通報者からの不服申立てや問合せがあった件数
- (13) Q4-2の窓口への対象偽・誤情報に関する発信者(投稿者)からの日本語による(※)苦情・不服申立て件数
- ※ 日本語による苦情・不服申立て件数を把握していない場合で、言語以外の基準により日本国内における同様の数字として把握している数字があるときは、当該基準を明示頂いた上で当該数字を御回答下さい(推計でもかまいません)。また、そのような数字も把握していない場合で、日本国内における数字を含むものと思われる別の数字を把握しているときは、どの範囲の数字であるか明示頂いた上で当該数字を御回答下さい。以下同じ。
- (14) Q4-2の窓口以外を通じた対象偽・誤情報に関する発信者(投稿者)からの日本語による苦情・不服申立ての件数
- (15) 上記(13)(14)のうち、当該苦情・不服申立てに基づき、問題となったモデレーション等を撤回した件数
- (16) 上記(13)(14)の苦情・不服申立てを受け付けてから、問題となったモデレーション等を撤回するまで(撤回しない場合は撤回しない旨決定するまで)に要した期間の平均値
- (17) 上記(13)(14)のうち、Q4-3(7)の再審査要求があった件数
- (18) 上記(13)(14)のうち、Q4-3(8)の類型に該当する特定の発信者(投稿者)による苦情・不服申立ての件数
- (19) 上記(18)の苦情・不服申立てを受け付けてから、問題となったモデレーション等を撤回するまで(撤回しない場合は撤回しない旨決定するまで)に要した期間の平均値
- (20) モデレーション等の有無・内容に関し、発信者(投稿者)、通報者との間で、訴訟・仲裁・調停など裁判所等の外部紛争解決機関が関与する手続に発展した件数

Q4-3などで回答したように、当社では「掲載された情報の真偽」を判断するのは困難なため、コンテンツの削除や表示順位の降格等のモデレーションは行っておりません。そのため、現時点では上記(10)～(20)の対応は行っておりません。

Q6-2 Q6-1で御回答頂いた数字について、いわゆる透明性レポート等の形で公開している場合は、その方法(※)と頻度(例えば、年1回など)を御教示下さい。

※ オンライン上で公開している場合はURLを付記下さい。

公開しておりません。

7 令和6年能登半島地震関連の偽・誤情報の流通・拡散への対応状況について

Q7-1 2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に関連する偽・誤情報の流通・拡散に対する取組状況を御教示下さい。特に、現時点までにモデレーション等を実施した主なコンテンツとモデレーション等の方法別（Q3-1（3）参照）件数を御教示下さい。

Q7-2 令和6年能登半島地震に関連するコンテンツのうち、その内容が誤りであるとするファクトチェック機関のファクトチェック記事が存在するコンテンツについて、Q7-1で御回答頂いた件数に含まれる場合は、当該件数を御教示下さい。

Q7-3 令和6年能登半島地震に関連する偽・誤情報の流通・拡散への対応として、上記4及び5にて御回答頂いた頂いた回答と比べて体制を強化した場合は、強化した内容を御教示下さい。

※ 例えば、対行政機関窓口の設置、モデレーション等を担当する人員の増強など。

Q7-4 令和6年能登半島地震に関連する偽・誤情報の流通・拡散への対応に関し、他の事業者、ファクトチェック機関その他のファクトチェック関連団体又は日本の行政機関（※）との間で情報共有等の連携を実施している場合は、その詳細を御教示下さい。

※ 例えば、内閣府（防災担当）、警察庁など。

Q7-5 地震その他の災害に関連する偽・誤情報の流通・拡散への対応に関し、今後（さらに）体制を強化する予定・余地があれば、強化する内容を御教示下さい。

Q7-6 地震その他の災害に関連する偽・誤情報の流通・拡散への対応に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

Q4-3などで回答したように、当社では「掲載された情報の真偽」を判断するのは困難なため、コンテンツの削除や表示順位の降格等のモデレーションは行っていません。そのため、現時点で、令和6年能登半島地震に関連する偽・誤情報の流通・拡散に対する取組は行っておりません。

なお、他社 SNS 上で見受けられた誤情報の拡散と思わしき投稿（住所を記載し、「生き埋めになっている」として救助を求める投稿）については当社への投稿では確認されておりません。

8 レコメンドやモデレーション等に関する透明性・アカウントビリティ確保に向けた取組について

Q8-1 対象偽・誤情報を含む対象サービス上で表示される日本語のコンテンツについて、アルゴリズムを用いてモデレーション等の要否・内容を自動的に決定している場合、当該決定に当たって用いられる主なパラメータ及び当該決定の過程（当該パラメータが当該決定にどのように寄与しているのかなど）を御教示下さい。

Q4-3などで回答したように、当社では「掲載された情報の真偽」を判断するのは困難なため、Q3-1（3）に記載した注意喚起の対応以外に、偽・誤情報へのモデレーション等の対応は行っておりません。

Q8-2 Q8-1で御回答頂いたパラメータを用いてモデレーション等の要否・内容を自動的に決定していることについて、既に公開している規約等の中で説明している場合は、当該規約等のタイトル及びURLを付記して、該当箇所を抜粋下さい。

Q8-1と同様

Q8-3 対象サービス上で表示される日本語のコンテンツ（広告を含みます）について、アルゴリズムを用いて表示先や表示順位等のレコメンドの要否・内容を自動的に決定している場合、当該決定に当たって用いられる主なパラメータ及び当該決定の過程（当該パラメータが当該決定にどのように寄与しているのかなど）を御教示下さい。

広告以外のコンテンツのレコメンドについては、ユーザー自身で登録された属性情報、視聴履歴、サイト内検索履歴、その他アクション履歴(コメント・お気に入り登録・いいね等)、コンテンツそのものの情報(動画・生放送・イラストタイトルやタグやコンテンツ内容)を用いて、クリック率やその後の視聴時間最適化や投稿者に対する視聴者への掲出マッチングを行います。投稿者側・視聴者側双方が満足を得られるようにするため、複数のアルゴリズムによるレコメンドエンジンの組み合わせを bandit アルゴリズム等を用いて動的に最適化を行っています。

なお、属性については、登録属性情報と推定による属性情報があり、広告は登録属性情報のほか推定された属性情報を利用することがあります。

法人による広告出稿については、当社および「Cookie 等の利用に関するガイドライン (<https://dwango.co.jp/terms/cookie/>)」に掲載のアドテクノロジーシステムと組み合わせる形で対象サービス上に広告を配信しております。

Q8-4 Q8-3で御回答頂いたパラメータを用いてコンテンツの表示先や表示順位等のレコメンドの要否・内容を自動的に決定していることにつき、既に公開している規約等で説明している場合は、当該規約等のタイトル及びURLを付記し、該当箇所を抜粋下さい。

・個人情報基本保護方針 (<https://dwango.co.jp/terms/privacy/>) について
弊社が提供するサービスについては、各サービスから上記の「個人情報基本保護方針」を参照するようにしています。

本方針にて、「お客様がサービス上で目にする広告やコンテンツをそれぞれのお客様向けにカスタマイズするなど（第三者のサービス上で目にする本サービスに関する広告やコンテンツをそれぞれのお客様向けにカスタマイズして表示することを含みます。）、利便性を向上するため」と説明しています。

・ニコニコ全体の利用規約 (<https://account.nicovideo.jp/rules/account>) での定めについて
「利用者によるアカウント情報の登録、登録したアカウント情報に基づく各個別サービスの利用に際して運営会社が取得する個人情報の取扱いについては、「個人情報保護基本方針」の内容に従うものとし、利用者はこれに同意した上でニコニコを利用するものとします。」と規定しています。

・ニコニコ動画の投稿コンテンツの利用について
ニコニコ動画投稿規約 (<https://www.upload.nicovideo.jp/rule>) にて以下のように規定しています。

2. 運営会社による投稿コンテンツの利用

利用者は、投稿コンテンツをアップロードすることにより、運営会社（「ニコニコ」を運営する株式会社ドワンゴ及びその子会社を含みます。以下本条において同様です）に対し、投稿コンテンツを自由に

利用できる世界的、非独占的、無償、サブライセンス可能かつ譲渡可能な許諾ライセンス（以下、「本ライセンス」といいます）を付与するものとします。

・ニコニコ生放送の放送コンテンツ及び投稿コメントの利用について

ニコニコ生放送利用規約 (<https://site.live.nicovideo.jp/rule.html>) にて以下のように規定しています。

6. 権利の帰属

(3) (略) 配信者は、生放送を実施することにより、運営会社（「ニコニコ」を運営する株式会社ドワンゴ及びその子会社を含みます。以下本条において同様です）に対して、配信コンテンツを自由に利用できる世界的、非独占的、無償、サブライセンス可能かつ譲渡可能な許諾ライセンス（ニコ生ゲームの二次創作をするために必要な改変、編集等を含み、以下、「本ライセンス」といいます）を付与するものとします。

(6) (略) 利用者が配信コンテンツに対して単に感想等を書き込んだテキストの取り扱いについては、ニコニコ規約第4項の規定が適用されるものとします。

※ニコニコ規約第4項

「ニコニコ」における利用者の書き込みテキストに関する著作権については、利用者が書き込みをした時点においてその一切が運営会社に譲渡されるものとします（著作権法27条及び28条に規定される権利も運営会社に譲渡されます）。ただし、運営会社は、当該テキストについて、書き込みを行った利用者自身が利用することを許諾するものとします。利用者は、当該テキストに関して、運営会社及び運営会社が指定する者に対して、いかなる権利（著作者人格権を含みます）の主張及び行使も行わないものとします。

・法人広告におけるレコメンドの要否について

Cookie 等ガイドライン (<https://dwango.co.jp/terms/cookie/>) から要否を設定可能なようにオプトアウトリンクを表示しています。

Q8-5 Q8-1及び8-3のアルゴリズムについて、透明性・アカウントビリティ確保に向けた取組の一環として、特定の第三者（※1）に対して特定の目的（※2）で開示している場合、当該第三者の名称又は類型その他の詳細（※3）を御教示下さい。

※1 例えば、秘密保持契約を締結した研究機関や研究者など。

※2 例えば、透明性・アカウントビリティ確保状況に関する監視・研究目的など。

※3 例えば、開示目的、開示に至った経緯など。

アルゴリズムの第三者への開示は行っておりません。

Q8-6 Q8-4で既に開示しているか否かにかかわらず、Q8-1及び8-3のアルゴリズムについて、今後、特定の第三者に対して特定の目的で開示することの可否・継続性に関するお考えがあれば、お聞かせ下さい。

【ニコニコ動画、ニコニコ生放送】

動的に複数のレコメンドアルゴリズムを組み合わせている仕様上、全体の説明が難しいと考えておりますが、レコメンドに使用している要素の列挙というレベルで公開可能性はございます。

【法人広告】

法人広告として配信される広告はネットワーク広告と純広告の 2 種類があり、ネットワーク広告に関してはネットワーク広告事業者側が配信アルゴリズムを持っており、ダウンゴとして開示できる情報ではありません。

また、もう一方の純広告に関してはダウンゴの配信アルゴリズムによって配信されていますが、配信前の審査をダウンゴのポリシーに沿って行った上で審査をしているため、偽・誤情報の拡散を防ぐために特定の第三者に開示する必要はないと考えています。

9 広告エコシステムの透明性・アカウントビリティ確保に向けた取組について

Q9-1 対象サービスのうち、広告収入を主たる運営基盤としているものについて、日本に関するコンテンツの発信者（投稿者）へ広告収入の分配を行っている場合、分配の基準を御教示下さい。特に、コンテンツのPV数やいいね、リポスト等の拡散行為の対象となった数という定量的な基準以外の定性的な基準（※）や、災害発生時を含む有事において適用される特別な基準が存在する場合は、当該定性的な基準や特別な基準を具体的に御教示下さい。

※ 例えば、コンテンツに偽・誤情報が含まれる場合には基準となるPV数等から除外する、そのようなコンテンツには広告を掲載しないなど。

弊社サービスでは、ユーザーが投稿するコンテンツについて、「広告収入の分配」という形での収益化は行っておりません。

しかしながら、当サービスで、投稿コンテンツによって収益を得る方法として、「作品収入」という機能をご用意しています。

これは、プレミアム会員（弊社サービスの月額会員）あるいは、本人確認書類の提出による本人確認手続きを行った一般会員が、投稿した各作品について「作品収入申請」を行い、第三者の権利を侵害していないか等のポリシーに則った審査を通った作品に対して奨励金を付与するシステムです。

本システムではプレミアム会員収入や企業広告収入等を原資にしており、作品の盛り上がり（作品の閲覧数やコメント数等によって算出）や、対象作品で贈られたギフト・ニコニ広告に応じて算出された金額を奨励金として分配しております。

審査の中で「第三者権利物の利用と思わしき内容」や「弊社の審査ポリシーに反すると思わしき内容」を確認した場合には、その作品の収益化は認められませんが、投稿者からの異議申立により問題がないと判断した場合には収益化が可能となります。

なお、Q4-3などで回答したように、当社では「掲載された情報の真偽」を判断するのは困難なため、「コンテンツに偽・誤情報が含まれるか否か」は、作品収入の審査基準に含まれておりません。

Q9-2 Q9-1で御回答頂いた内容を公開したり、普及啓発に向けた取組を実施したりしている場合は、その方法・内容（※）を御教示下さい。

※ オンライン上で公開・普及啓発等している場合はURLを付記下さい。

上記でご説明した「作品収入」に関する内容は、以下のヘルプページで公開しています。

▼作品収入とは

https://qa.nicovideo.jp/faq/show/19563?site_domain=default

▼作品収入申請の条件と審査について

https://qa.nicovideo.jp/faq/show/991?site_domain=default

また、弊社サービスに投稿したコンテンツの収益化の方法については、下記のようなサイトでも案内しております。

https://site.nicovideo.jp/creator_platform/monetize/
https://site.nicovideo.jp/creator_platform/monetize/howto/

10 AI・ディープフェイク技術への対応状況について

Q10-1 上記4で御回答頂いたもののほか、対象サービスに関連してAIシステムを開発し、又は対象サービスにAIシステムを組み込んで第三者に提供し、若しくは自ら利用している事例がある場合は、その概要を御教示下さい。

ニコニコ動画、ニコニコ生放送では、コメント監視に機械学習（ディープラーニング）のシステムを導入しています。

投稿されたコメントに対し、不適切な内容と思われるものの抽出、対応を自動で行ったり、人力目視を行う際のサポートを行っています。

また、ニコニコ生放送では、上記システムによるコメント出し分けの強弱設定をコンテンツ配信者が任意に選択できる「コメントフィルター」という機能をユーザーに提供しています。

本機能の詳細は以下のヘルプページをご参照ください。

▼コメントフィルターとは

https://qa.nicovideo.jp/faq/show/16017?site_domain=default

Q10-2 Q10-1で御回答頂いたAIシステムの開発・提供・利用に関し、総務省及び経済産業省が策定・公表した「AI事業者ガイドライン案」（※1）において、「生成AIによって、内容が真実・公平であるかのように装った情報を誰でも作ることができるようになり、AIが生成した偽情報・誤情報・偏向情報が社会を不安定化・混乱させるリスクが高まっていることを認識した上で、必要な対策を講じる」ことが求められていることを受けて、何らかの対策（※2）を講じている場合は、その概要を御教示下さい。

※1 AI戦略会議第7回（2023年12月21日）資料1-3

https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/7kai/13gaidorain.pdf

※2 例えば、生成AIが事実と異なることをもっともらしく回答する（ハルシネーション）リスクへの対策としての開発上の工夫、AIシステム提供時におけるハルシネーションリスクに関する透明性・アカウントビリティ確保の取組（ユーザーへの情報開示等）、AIの学習過程を含む開発メンバーや提供先・利用者のリテラシー向上に向けた取組など。

Q10-1で回答したAIシステムは、「投稿されたコメントの検出」を行うに留まり、何らかの情報を生成しているものではなく、偽情報・誤情報・偏向情報の拡散リスクがあるものではないため、対策は行っておりません。

Q10-3 対象サービス上でAIが生成した日本に関するコンテンツが投稿された場合に、これを検知するツールや、投稿時のラベリングを投稿者に義務付ける規約等を導入している場合は、その詳細及び実効性担保に向けた工夫（もしあれば）を御教示下さい。

上記のようなツールや規約は導入しておりません。

なお、AIを利用した作品に対する当社の考え方は以下の記事で発信している通りです。

<https://blog.nicovideo.jp/niconews/179219.html>

Q 1 0 - 4 以上御回答頂いたほか、対象サービス上で A I が生成した日本に関するコンテンツが投稿された場合に対応するため、他の A I 関連事業者（開発者・提供者・利用者）との間で連携・協力に向けた取組（※）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※ 例えば、情報共有、資金援助、共同開発その他の技術提携・実装など。

現時点では、上記のような取組は行っておりません。

1 1 ファクトチェックの推進に向けた取組について

Q 1 1 - 1 上記 4 及び 5 で御回答頂いたもののほか、日本国内に所在するファクトチェック機関その他のファクトチェック関連団体（※ 1）との間で連携・協力に向けた取組（※ 2）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※ 1 日本国内に向けたサービスを提供する等の活動をしているものを含みます。

※ 2 例えば、情報共有、資金援助、ファクトチェックを容易にするツールの開発や技術提携・実装、人材育成・交流、対象サービス上でのコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援など。

Q 1 1 - 2 ファクトチェック機関その他のファクトチェック関連団体との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

Q 1 1 - 3 その他、日本国内におけるファクトチェックの推進の観点から行っている具体的な取組（※）があれば、詳細御教示下さい。

※ 例えば、ファクトチェックを容易にするツールの開発・提供、ファクトチェックを実施する人材の育成など。

現時点では、上記のような取組は行っていないため、大変恐縮ながら、Q 1 1 - 1 ~ 3 について回答できる内容はございません。

1 2 マスメディア（新聞・放送）との連携状況について

Q 1 2 - 1 上記 4 及び 5 で御回答頂いたもののほか、日本国内に所在するマスメディア（新聞・放送）（※ 1）との間で連携・協力に向けた取組（※ 2）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※ 1 日本国内で活動しているものを含みます。

※ 2 例えば、情報・ノウハウの共有、資金援助、人材交流、対象サービス上でのコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援など。

Q 1 2 - 2 マスメディアとの連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

現時点では、上記のような取組は行っていないため、大変恐縮ながら、Q 1 2 - 1、2 について回答できる内容はございません。

1 3 利用者の ICT リテラシー向上に向けた取組について

Q 1 3 - 1 日本国内に所在する教育機関・普及啓発機関や消費者団体・利用者団体（※ 1）との間で連携・協力に向けた取組（※ 2）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※ 1 日本国内で活動しているものを含みます。

※ 2 例えば、対象サービスの利用者の ICT リテラシー向上に関する定期的な意見交換、教育教材の共同開発、教育・普及啓発イベントの共催・後援など。

「安心ネットづくり促進協議会」への参加

<https://www.good-net.jp/promotion-partner/partners/>

Q13-2 教育機関・普及啓発機関や消費者団体・利用者団体との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

特にございません。

Q13-3 その他、日本国内における対象サービスの利用者のICTリテラシー向上の観点から行っている具体的な取組（※）があれば、詳細御教示下さい。

※ 例えば、教材作成、普及啓発活動など。

上記の他、ご紹介できる取組はございません。

14 研究開発の推進に向けた取組について

Q14-1 上記10で御回答頂いたもののほか、対象サービスに関連して、日本国内に所在する研究機関・研究者・アカデミア（※1）との間で、特に認知科学、心理学、情報工学、計算社会科学、法学などの分野において連携・協力に向けた取組（※2）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※1 日本国内で活動しているものを含みます。

※2 例えば、情報共有、資金援助、共同開発その他の技術提携・実装、イベントの共催・後援など。

①情報学研究データリポジトリへの協力

国立情報学研究所情報研究データリポジトリにて、ニコニコデータセットとしてニコニコ動画のコメントデータと動画メタデータ、ニコニコ大百科の記事データと掲示板データを研究目的として研究者向けに無償で提供しています。

<https://www.nii.ac.jp/dsc/idr/nico/>

②産業技術総合研究所への協力

・「Songrium」に関する取組

産業技術総合研究所メディアインタラクション研究グループが、人々の音楽の聴き方をより豊かにすることを目的に、「Songrium (<https://songrium.jp/>)」の研究開発を行っています。

ドワンゴでは、以下のようなお知らせの掲出などにより、こういった取組のユーザー認知向上に協力しております。

<https://blog.nicovideo.jp/niconews/211614.html>

・コンテンツ視聴などの匿名化されたログデータ等の提供

産業技術総合研究所の技術・サービス等とニコニコが持つデータ・サービス等を活用した新機能の実用化や商用利用の実証実験のため、上記のようなデータを提供しています。

これにより、コンテンツの推薦API等の作成が行われています。

③法学の分野における協力

2023年、従業員の知人（経済産業省に所属しており、IPAに出向中の方）からの要請を受け、「webプラットフォームと肖像権」をテーマとした論文作成にあたり、「権利侵害による削除申請件数」等の情報を提供しました。

論文は東京大学先端科学技術研究センターに提出予定です。

Q14-2 研究機関・研究者・アカデミアとの連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているものがございましたら、詳細御教示下さい。

特にございません。

Q14-3 研究機関や研究者等向けに、対象サービス上の情報流通の状況に関する実データをAPI等を通じて提供している場合は、提供先その他の詳細（※）を御教示下さい。

※ 例えば、提供開始（予定）時期、対価の額等の提供条件など。

Q14-1 と重複しますが、以下2点の提供を行っています。

①情報学研究データリポジトリへの提供

国立情報学研究所情報研究データリポジトリにて、ニコニコデータセットとしてニコニコ動画のコメントデータと動画メタデータ、ニコニコ大百科の記事データと掲示板データを研究目的として研究者向けに無償で提供しています。

<https://www.nii.ac.jp/dsc/idr/nico/>

②産業技術総合研究所への提供

産業技術総合研究所の技術・サービス等とニコニコが持つデータ・サービス等を活用した新機能の実用化や商用利用の実証実験のため、コンテンツ視聴などの匿名化されたログデータ等を提供しています。

Q14-4 Q14-3で提供していない場合において、過去に提供していたことがある場合は、提供先、提供期間及び提供を終了した理由を御教示下さい。

Q14-5 Q14-3で提供していない場合（Q14-4の場合を含みます。）、将来的に提供を開始（再開）することの可否についてお考えをお聞かせ下さい。

Q14-6 その他、対象サービスに関連した研究開発の推進の観点からの具体的な取組（※）があれば、詳細御教示下さい。

※ 例えば、電子透かし技術の開発、ディープフェイク検知・対抗技術の開発、自動ファクトチェック技術の開発など。

・ニコニコ生放送で配信されたコンテンツに関連する情報の自動収集・提供に向けた取組

現状では配信内容についての情報収集をしておりますが、将来的に、配信番組の音声認識や視聴者コメントの内容から、キーワードや主張内容を抽出し、その内容に対して適切な関連情報（内部データベースもしくは信頼できるドメインを対象にしたインターネット検索等による情報）を取得し、参考情報として提示するようなことができるのではないかと考え検討しています。

元々は「放送者への話題の自動提供（ネタ振り）」を目的として考えていましたが、上記のような形で信頼できる情報の提示を行うことができれば、偽・誤情報の拡散防止にも繋がるのではないかと考えております。

15 サイバーセキュリティ関係機関等との連携について

Q15-1 サイバーセキュリティ関係機関（※1）との間で、対象サービスに関連して連携・協力に向けた取組（※2）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※1 日本国内に向けたサービスを提供する等の活動をしているものを含みます。

※2 例えば、情報共有、資金援助、共同開発その他の技術提携・実装、イベントの共催・後援など。

Q15-2 サイバーセキュリティ関係機関との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているも

の・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

Q 15-3 その他、対象サービス上の対象偽・誤情報の流通・拡散への対応として、サイバーセキュリティ対策との連携の観点から行っている具体的な取組（ISACへの参加など）があれば、詳細御教示下さい。

現時点では、上記のような取組は行っていないため、大変恐縮ながら、Q 15-1～3について回答できる内容はございません。

16 行政機関や地方公共団体等との連携について

Q 16-1 日本の行政機関や地方公共団体等との間で連携・協力に向けた取組（※）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※ 例えば、情報共有、対象サービス上でのコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援、官民連絡会議（米国における Global Internet Forum to Counter Terrorism (GIFST) や選挙の integrity に関するワーキンググループ (<https://perma.cc/JC5V-MARG>) に相当するものなど）の設置など。

・テロ等に関連するインターネット悪用事例に関する情報交換（GIFCT ワークショップ参加）

・違法・有害情報相談センターの「青少年案件情報提供スキーム」に基づく対応
<https://ihaho.jp/aboutus/actions.html>

Q 16-2 行政機関や地方公共団体等との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

特にございません。

17 国際機関等との連携について

Q 17-1 国際機関や専門機関等との間で連携・協力に向けた取組（※）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※ 例えば、情報共有、対象サービス上でのコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援など。

Q 17-2 国際機関や専門機関等との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

Q 17-3 その他、国際連携の観点から行っている具体的な取組（国際会議への出席など）があれば、詳細御教示下さい。

現時点では、上記のような取組は行っていないため、大変恐縮ながら、Q 17-1～3について回答できる内容はございません。

18 その他のステークホルダーとの連携状況について

Q 18-1 日本国内に所在するその他のコンテンツ制作主体（※）との間で連携・協力に向けた取組を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※1 ジャーナリスト、クリエイター、ネットメディアなど。日本国内で活動しているものを含みます。

※2 例えば、情報・ノウハウの共有、資金援助、人材交流、対象サービス上でのコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援など。

当社では多くのコンテンツ制作主体者様に協賛・ご協力いただき、多種多様なイベントを開催しております。その一例が以下の通りです。

<https://dwango.co.jp/business/event/>

また、日本ネットクリエイター協会 (https://jnca.or.jp/index_pc.html) 等、クリエイターの方々の支援に繋がる組織への参加もしております。

Q18-2 日本国内に所在する他の電気通信事業者(※)との間で、ゼロレーティングサービスの享受などを通じた連携を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※ 日本国内で事業を運営しているものを含みます。

現時点では、上記のような連携は行っておりません。

Q18-3 日本国内に所在する他のプラットフォーム(※1)事業者やメタバース関連事業者(※2)と連携・協力に向けた取組(※3)を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。

※1 SNS、検索サービス、動画共有サービス、ブログ・掲示板、ニュースポータル、キュレーションなど。

※2 日本国内で事業を運営しているものを含みます。

※3 例えば、情報共有、技術提携・実装、人材育成・交流、イベントの共催・後援など。

一般社団法人 VRM コンソーシアム (<https://vrm-consortium.org/>) 等への参加により、他のプラットフォーム事業者様やメタバース関連事業者様との連携・協力を図っております。

また、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会 (<https://www.cesa.or.jp/index.html>) にも参加しており、「CS品質向上委員会」に所属しております。

(組織図 : <https://www.cesa.or.jp/about/page02.html>)

この委員会では、以下のような取組を行っております。

- ・各メーカーのカスタマーサポートに寄せられた課題・取組事例等の共有
- ・消費者トラブルを未然に防ぐ取組

Q18-4 Q18-1～18-3のステークホルダーとの連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。

特にございません。

19 特に紹介したい取組について

Q19-1 以上御回答頂いたほか、偽・誤情報の流通・拡散への対策をはじめ、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた貴社の取組として共有可能なものがございましたら、当該取組の詳細(※1)を御教示下さい(※2)。

※1 例えば、当該取組を実施するに至った背景・課題、当該取組による効果など。

※2 この質問への御回答内容は、前記【御回答に当たっての留意事項】(3)のとおり、本検討会において「偽・誤情報対策に係る取組事例集(仮称)」としてとりまとめ、公開させて頂く予定です。

これまでに回答したように、偽・誤情報については主体的な判断が困難なため削除等モデレーション実施に踏み込んでいませんが、デジタル空間における情報流通の健全性確保の観点では、以下の取組を行っております。

- ・ニコニコ動画に投稿された動画に公序良俗に反する内容が含まれていないかについては、全件人の目でチェックしています。
- ・当社が開発したディープラーニング技術を応用して、他社企業が行うスクールネットパトロール(SNS監視等)への協力を行っています。

20 その他

Q20-1 以上御回答頂いたほか、デジタル空間における情報流通の健全性確保に関する課題や今後の対応にあたっての基本的な考え方、具体的な方策などについて、御意見や補足等ございましたら御教示下さい。

明らかに公序良俗に反する内容であったり、権利者本人から権利侵害による削除要請があったようなケース以外について、プラットフォーム事業者である当社が独自に「偽・誤情報である」等の判断を行い削除するのは、同じく表現の自由の問題からも、非常に困難であると考えます。

そのため、プラットフォームに求める自主的な偽・誤情報への対処については、弊社が行っておりましたコロナウイルス関連の情報への対処のように、削除等のコンテンツ表示規制ではなく、ユーザーへの啓蒙程度が現実的であると考えています。

その上で、専門機関等から根拠を持って偽・誤情報であるとの指摘があった場合には、速やかに対応を行わせていただく体制を整えられればと考えております。

以上